平成２７年（フ）第１２号
愛媛県四国中央市中曽根町2216番地
債務者　伴野　博史
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮内　哲彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月29日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第４２号
滋賀県蒲生郡日野町大字中山1362番地
債務者　岡田　英利
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　毛利　聖紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月13日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第１１号
福岡県筑後市大字野町423番地６
債務者　坂本　洋子
1　決定年月日時　平成27年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桑原　義浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月10日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２７年（フ）第３２号
岐阜県多治見市滝呂町８丁目149番地
債務者　加地　笑子
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水野　将也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月13日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（フ）第１１３号
神戸市須磨区北落合６丁目１番７―103号
債務者　本多宏三郎
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米田　耕士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月23日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５４号
香川県高松市太田上町658番地３　市住３―304
債務者　三宅明日賀
1　決定年月日時　平成27年４月14日午前11時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　犬伏　優子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月14日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２００号
神戸市垂水区本多聞５丁目１番175―206号、従前の住所神戸市垂水区舞子坂１丁目９番72号
債務者　瀬川　博義
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙島　章光
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６８号
和歌山県海南市日方1279番地５　モスビル201号
債務者　塚本　紀世
1　決定年月日時　平成27年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　重藤　雅之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月25日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成27年６月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第７６２号
仙台市太白区諏訪町14番12号　レジェンドあすと102
債務者　菅野　公昇
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下　清午
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月６日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１７号
広島市安佐南区東野３丁目６番25―106号
債務者　中村　竜二
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松田　健
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月８日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５２２号
北九州市若松区大谷町15番19号
債務者　濱田　和久
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒木　勉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月18日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１８号
山形市円応寺町22番31号　リバティ円応寺106号、前住所山形市篭田１丁目６番22号レジデンス青木201号
債務者　齋藤　孝
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２１号
山形市飯田５丁目18番20号　リ・カーヴ107号
債務者　工藤　孝博
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２２号
山形県東根市大字羽入1929番地14
債務者　髙橋　貴子
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第８１号
函館市釜谷町98番地４
債務者　大宮　義浩
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第６号
静岡県掛川市久保２丁目21番23号　フォーブル花村205号
債務者　堀川　和彦
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２７年（フ）第６１号
愛知県高浜市芳川町３丁目５番地29　ガーデンパーティ103
債務者　下原　美保
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係